

令和5年度

三重県立桑名西高等学校

P T A ・ 後援会

総 会

議 案 書

三重県立桑名西高等学校 P T A

三重県立桑名西高等学校後援会

【議案書および資料】 目次

令和4年度PTA事業報告	P 1
令和4年度後援会事業報告	P 2
令和4年度PTA会計収支決算書	P 3
令和4年度後援会会計収支決算書	P 4
令和5年度PTA・後援会役員	P 5
令和5年度PTA・後援会事業計画	P 6
令和5年度PTA会計予算書	P 7
令和5年度後援会会計予算書	P 8
PTA会則・会費取扱・慶弔規定・表彰規定	P 9
後援会会則	P 12

(1) - 1 令和4年度PTA事業報告

1. 総会・役員会・常任委員会

No	月 日 (曜)	会議名等
1	4月15日 (金)	役員会
2	5月 7日 (土)	PTA・後援会 総会
3	9月 9日 (金)	役員会 常任委員会
4	12月 2日 (金)	役員会 常任委員会

* 各専門部会（総務部・教養部・研修部）は役員会同日開催

2. 高等学校PTA連合会等主催行事

No	月 日 (曜)	行事名等
1	6月 4日 (土)	三重県高等学校PTA連合会定期総会（津）
2	6月17日 (金)	東海地区高等学校PTA連合会「愛知大会」
3	6月25日 (土)	北勢地区高等学校PTA連合会理事会・研修会
4	8月25日 (木) 26日 (金)	全国高等学校PTA連合会大会「石川大会」 【オンライン】

3. 西高PTA行事

No	月 日 (曜)	行事名等
1	9月20日 (木)	西高祭準備（教養部）
2	9月21日 (金)	西高祭PTA企画 三一団子（みたらし団子） ・ くじ引き
3	4月18～20日 11月 7～ 9日	いじめ防止月間 挨拶運動
4	月 日 () 月 日 ()	研修旅行準備（研修部）【中止】 研修旅行（大学他）【中止】

4. その他

PTA新聞発行（年3回：7月 12月 3月）

桑名市街頭補導参加（年3回：5月 9月 1月）

(1)ー2 令和4年度後援会事業報告

1. 会議

後援会総会

- (1) 令和3年度事業報告及び決算報告について
- (2) 令和4年度後援会役員の選出について
- (3) 令和4年度事業計画案及び予算案について

2. クラブ活動の支援(主なもの)

クラブ登録費・大会参加費

各協会等への登録費、各大会への参加費

クラブ活動遠征費補助、競技奨励費(全国大会、ブロック大会)

生徒引率旅費

3. クラブ活動用備品・設備の整備(主なもの)

運動部 陸上部 棒高跳び用ポール、 カヌー部 カヌー艇運搬用ラック、

卓球部 卓球台、 サッカー部 パソコン、

柔道部 投込み人形、 剣道部 防具一式

テニス部 物置、 野球部 防球フェンス

文化部 吹奏楽部 楽器(シンバル、ドラム)、 調理部 冷凍冷蔵庫、

被服部 人台

4. 設備備品の維持・補修、環境整備(主なもの)

製氷機リース、AEDリース、校庭樹木(桜)防除作業、

体育館間仕切りネット修繕、吹奏楽部楽器修理

防犯カメラ修繕、通学路防犯灯LED取替

トレーニング場照明LED取替、

C棟トイレ窓手摺設置

5. 教育活動の充実(主なもの)

生徒進路支援(進路資料「葦」印刷)

FINEシステム・keiNavi利用料、模試時の臨時バス運行費、

卒業式各表彰等関係費(楯、副賞、賞状筆耕料等)、

学校ホームページ保守管理料

(2)-1 令和4年度PTA会計収支決算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増減額	備考
会 費	5,220,000	5,223,000	3,000	会費
繰 越 金	3,509,150	3,509,150	0	前年度より繰越
諸 収 入	350	48	-302	預金利息
合 計	8,729,500	8,732,198	2,698	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	予算残額	備考
報 償 費	300,000	116,218	183,782	講師謝金
賃 金	2,600,000	2,141,960	458,040	PTA団体補助職員賃金
共 済 費	350,000	218,566	131,434	社会保険料事業主負担
旅 費	450,000	13,478	436,522	役員会交通費
慶 弔 費	50,000	0	50,000	(供花・香典)
需 用 費	900,000	726,096	173,904	PTA新聞、卒業生胸花、会議費等
役 務 費	550,000	387,110	162,890	高P連団体保険、通信費等
負 担 金	350,000	126,950	223,050	高P連負担金
使用・賃借	300,000	52,800	247,200	きずなネット利用料等
事 業 費	550,000	137,591	412,409	PTA行事(西高祭参加、卒業記念植樹)
予 備 費	2,329,500	-132,142	2,461,642	50周年記念事業残金
合 計	8,729,500	3,788,627	4,940,873	

収入合計 8,732,198 円

支出合計 3,788,627 円

差引残額 4,943,571 円 (令和 5 年度へ繰越)

令和4年度PTA会計の決算について、帳簿及び証拠書類等を監査いたしましたところ、適正に処理されていることを認めます。

令和 5 年 4 月 21 日

監査 矢谷直美



(2)-2 令和4年度後援会会計収支決算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増減額	備 考
会 費	12,792,000	12,815,400	23,400	会費
繰 越 金	10,220,468	10,220,468	0	前年度より繰越
諸 収 入	932	128	-804	預金利息
合 計	23,013,400	23,035,996	22,596	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	予算残額	備 考
総務費	50,000	8,816	41,184	事務費及び会議費
クラブ活動設備整備費	4,000,000	2,451,618	1,548,382	クラブ備品購入等
設備維持費	4,800,000	1,332,765	3,467,235	設備備品維持、補修等費
クラブ活動遠征費	6,200,000	5,163,122	1,036,878	遠征費補助、引率費、競技奨励費
クラブ登録費・参加費	1,800,000	1,036,727	763,273	クラブ登録費、大会参加費
教育活動充実費	3,200,000	1,662,187	1,537,813	各種活動支援、生徒表彰等
予備費	2,963,400	0	2,963,400	
合 計	23,013,400	11,655,235	11,358,165	

収入合計 23,035,996 円

支出合計 11,655,235 円

差引残額 11,380,761 円 (令和 5年度へ繰越)

令和4年度後援会会計の決算について、帳簿及び証拠書類等を監査いたしましたところ、適正に処理に執行されていることを認めます。

令和 5 年 4 月 21 日

監査

矢谷 直美



(3) 令和5年度PTA・後援会役員

○本部役員

役 職	名 前	学年	地域等
会長	片岡 恭子	3	
顧問	伊藤 健一		
顧問		—	
顧問	岡村 芳成	—	
副会長（総括）	平野 佳世	3	
副会長（総務部長）	平野 佳世	3	
副会長（教養部長）	森 かおり	3	
副会長（研修部長）	森下 加奈	2	
書記（総務）	伊藤 敦子	2	
書記	水谷 愛	—	
会計（総務）	川村 聖子	2	
会計	福井 高広	—	
監査（総務）	岡本 敦子	2	
PTA担当	南部 聡	—	
総務副部長	柳川 あずさ	—	総務部
教養副部長	渥美 尚子	—	総務部
研修副部長	世古 春香	—	総務部

○地区役員（1年生の役員は9月の役員会・常任委員会にて決定する）

専門部	名 前	学年	地域等
総務部			
教養部	高橋 理沙	2	
	山本 園子	2	
研修部	清水 有里	2	
	坂野 直美	2	

(4) - 1 令和5年度PTA事業計画

1. 総会・役員会・常任委員会

No	月 日 (曜)	会議名等
1	4月21日 (金)	役員会
2	5月13日 (土)	PTA・後援会 総会
3	9月 1日 (金)	役員会 常任委員会
4	12月 8日 (金)	役員会 常任委員会

* 各専門部会（総務部・教養部・研修部）は役員会同日開催

2. 高等学校PTA連合会等主催行事

No	月 日 (曜)	行事名等
1	6月 3日 (土)	三重県高等学校PTA連合会定期総会（津）
2	6月16日 (金)	東海地区高等学校PTA連合会「岐阜大会」
3	6月24日 (土)	北勢地区高等学校PTA連合会理事会・研修会
4	7月 日 (土)	第22回子どもの未来を語る会
5	8月24日 (木) 25日 (金)	全国高等学校PTA連合会大会「宮城大会」
6	10月 日 (火)	三重県幼小中高PTA研修会
7	11月 日 (土)	三重県教育県民集会

3. 西高PTA行事

No	月 日 (曜)	行事名等
1	9月11日 (月)	西高祭準備（教養部）
2	9月12日 (火)	西高祭PTA企画 三一団子（みたらし団子）・くじ引き
3	4月17～19日 11月13～15日	いじめ防止月間 挨拶運動
4	月 日 () 月 日 ()	研修旅行準備（研修部）（期日未定） 研修旅行（大学他）（期日未定）

4. その他

PTA新聞発行（年2回）、桑名市街頭補導参加（年2回）、防災研修

(4) - 2 令和4年度後援会事業計画（案）

1. 会議等

総会：令和4年度事業報告・決算報告、
令和5年度事業計画案・予算案、後援会役員の選出

2. 事業等

施設設備：各施設・設備の充実
クラブ活動の振興：クラブ備品の充実、クラブ活動遠征旅費の助成等

(5)－1 令和5年度 PTA会計予算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	備 考
会 費	5,280,000	5,220,000	500円×12ヶ月×880人
繰 越 金	4,943,571	3,509,150	前年度より
諸 収 入	29	350	預金利息
合 計	10,223,600	8,729,500	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	備 考
報 償 費	300,000	300,000	講師謝金
賃 金	2,600,000	2,600,000	PTA団体補助職員賃金
共 済 費	350,000	350,000	社会保険料事業主負担
旅 費	450,000	450,000	高P連東海(市)・全国大会(市)、 県役員会等出席旅費
慶 弔 費	50,000	50,000	供花、香典
需 用 費	900,000	900,000	PTA新聞、卒業生胸花、会議費等
役 務 費	550,000	550,000	高P連団体保険、通信費等
負 担 金	350,000	350,000	高P連等負担
使用料・賃借料	300,000	300,000	きずなネット利用料等
事 業 費	700,000	550,000	PTA行事(西高祭参加、研修旅行等)
予 備 費	3,673,600	2,329,500	
合 計	10,223,600	8,729,500	

* 付帯決議・・・役員会の承認を得たうえで各科目間の予算流用をすることができる。

(5) - 2 令和5年度 後援会会計予算書

(単位:円)

(収入の部)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	備 考
会 費	12,792,000	12,792,000	1,300円×12ヶ月×820人
繰 越 金	11,380,761	10,220,468	前年度より
諸 収 入	239	932	預金利息
合 計	24,173,000	23,013,400	

(支出の部)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	備 考
総 務 費	50,000	50,000	事務費及び会議費
クラブ活動設備整備費	4,000,000	4,000,000	クラブ備品購入等
設備維持費	4,800,000	4,800,000	設備備品維持・補修等費
クラブ活動遠征費	7,200,000	6,200,000	遠征費補助、引率費、競技奨励費
クラブ登録費	1,800,000	1,800,000	クラブ登録費、大会参加費
教育活動充実費	3,200,000	3,200,000	各種活動支援、生徒表彰等
予 備 費	3,123,000	2,963,400	
合 計	24,173,000	23,013,400	

*付帯決議…役員会の承認を得たうえで各科目間の予算流用をすることができる。

P T A会則・会費取扱・慶弔規定・表彰規定

〈第一章 総則〉

(名称及び事務所)

第1条 本会は、三重県立桑名西高等学校P T Aと称し、事務所を本校におく。

(目的)

第2条 本会は本校に在籍する生徒の保護者と、本校に勤務する教職員との緊密な協力によって、家庭・学校および社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の教養向上に関する事業
- (2) 学校教育計画の実施と家庭の協力活動の振興
- (3) 生徒の個性に応じた指導と家庭教育の推進
- (4) 生徒の校外における生徒指導に関する協力
- (5) 生徒の学校生活をより良くするための施設設備の充実
- (6) 教育環境改善への寄与
- (7) その他教育に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。

(会費)

第5条

- (1) 本会の会費（会費の額は内規で定める）は会員より徴収する。また、臨時費を徴収することが出来る。
- (2) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(役員)

第6条 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名（保護者より）
- (2) 副会長 4名（保護者より）
- (3) 顧問 若干名（校長、保護者より）
- (4) 書記 2名（保護者より1名、学校より1名 教頭）
- (5) 会計 2名（保護者より1名、学校より1名 事務長）
- (6) 監査 2名（保護者）

(役員を選出と任期)

第7条 役員（顧問を除く）は、常任委員会で選出し、総会の承認を経て決定する。任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のようにする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を助け、会長事故ある時はその職務を代行する。

- (3) 顧問は会務の諮問に与る。
- (4) 書記は本会の庶務を司る。
- (5) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (6) 監査は会計を監査し、結果を総会に報告する。

(委員)

第9条 本会に地区委員をおく。

- (1) 地区委員は地区会員より会長が委嘱する。
- (2) 地区委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(会議)

第10条 会議は次の通りとする。

- (1) 総会・・・・・・定期、随時
- (2) 役員会・・・・・・定期、随時
- (3) 常任委員会・・・・定期、随時

定期総会は毎年年度初めに開く。但し、全会員の3分の1以上の要求、あるいは常任委員会が必要と認めたときは、臨時総会を開くことが出来る。なお会議は、過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(付議事項)

第11条 定期総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業計画の審議 (2) 決算の承認 (3) 予算の審議 (4) 役員の選出
- (5) 会則の改正 (6) その他委員会で必要と認めた事項

(会務の執行)

第12条 常任委員会は役員と地区委員と教職員をもって構成し、本会の目的に応じて種々の企画を立案し、必要な会務を執行する。

(議事)

第13条 すべての議事は出席者の過半数の同意により決定する。

(会則改正)

第14条 この会の会費、会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することが出来る。

(附則) (昭和48年5月25日改正)

(昭和57年6月5日改正)

(昭和58年6月2日改正)

(平成3年5月27日改正)

(平成7年5月26日改正)

(平成9年5月26日改正)

(平成17年5月13日改正)

〈第二章 会費取扱規定〉

(会費)

第1条 本会の会費は月額とし、下記の額を徴収する。

PTA運営費500円（本校に在学する生徒の保護者と本校に勤務する職員）

(会員の重複調整)

第2条 兄弟姉妹などが本校に在学し、保護者が重複する場合は一会員制とし、上級生または、兄(姉)対応分会費(運営費)は徴収しない。

(附則) (昭和56年4月1日施行)

(昭和58年6月2日改正)

(平成10年5月29日改正)

(平成12年5月24日改正 運営費200円を300円に、振興費1,100円を削除)

(平成28年5月7日改正 運営費300円を500円に)

〈第三章 慶弔等の規定〉

(香料、見舞)

- | | | |
|----------------------|-----------|--------------|
| 1. 香料 | 生徒本人死亡 | 10,000円 |
| | 会員死亡(保護者) | 生花1基と10,000円 |
| 2. 被災見舞金(火災等、半焼半壊以上) | | 5,000円 |

(附則) (昭和58年5月7日施行)

(平成3年5月27日改正)

(平成17年5月13日改正)

〈第四章 表彰規定〉

(目的)

第1条 この規定は、三重県立桑名西高等学校PTA(以下PTAという)に功績のあるもの、またはあったものに対し、表彰することを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、PTA会員でPTA役員等に2年以上在職したのものに対し、PTA会長および三重県立桑名西高等学校長の連名でこれを行なう。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与し、記念品を贈ることが出来る。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、必要に応じて行なうものとする。

(その他)

第5条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、PTA会長が別に定める。

(表彰規定の取扱について)

第6条 表彰の対象となる役員等とは、PTA役員ならびに正副部長とし、教職員会員にも適用する。

(附則) (昭和54年6月23日施行)

(平成17年5月13日改正)

後援会会則

(名称)

第1条 本会は、三重県立桑名西高等学校後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は学校当局と連絡を密にして、三重県立桑名西高等学校（以下学校という）の施設設備等の充実とクラブ活動の振興を図り、学校の発展に協力することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所を学校内におく。

(会員)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同する本校生徒の保護者（正会員）、およびその他（特別会員）をもって組織する。

(会員の期間)

第5条 保護者会員の期間は生徒の在学中とし、その後は名簿を事務所に保管する。

(会費)

第6条 会費は 月額1,300円とする。

(役員)

第7条 本会に会員中より次の役員をおく。

(1) 会長 1名 会長は本会を代表する。

(2) 副会長 4名 副会長は4名とし、保護者会員からこれを選ぶ。会長を助け、会長事故ある時はその職務を代行する。

(3) 書記 2名 書記は全ての業務を記録する。

(4) 会計 2名 会計は全ての出納を司る。

(5) 顧問 若干名 顧問は会務に参与する。

(役員の選出と任期)

第8条 役員（顧問を除く）は運営委員会で選出し、総会の承認を得て決定する。任期は1ケ年とし、再任は妨げない。

(常任委員)

第9条 常任委員は20名以内とし、保護者会員からこれを選ぶ。会長が委嘱し、任期は1ケ年とする。

(運営委員会)

第10条 本会の目的を達成するため、運営委員会を置く。

運営委員会は役員および常任委員で構成し、会長がこれを召集する。

決定事項については出席者の過半数の同意を必要とする。

(運営資金)

第11条 本会の運営資金は会費をもってこれを充当する。

(会計監査)

第12条 本会に会計監査をおく。会計監査は2名とし、会員中より選出する。総会において委嘱する。会計監査は会計を監査し、結果を総会に報告する。任期は1ケ年とし、再任は妨げない。

(総会)

第13条 本会は毎年原則として5月に総会を開く。また、必要に応じて(運営委員または会員の3分の1以上の要求による)臨時総会を開くことができる。

総会に附議する事項は次のとおりとする。

1. 事業計画
2. 決算承認
3. 予算承認
4. 役員選出
5. 会計監査の委嘱
6. 会則の改正
7. その他必要事項

(総会の決定)

第14条 全ての議事は出席者の過半数の同意により決定する。

(会計年度)

第15条 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(附則) (昭和49年2月17日施行)

(昭和49年7月23日改正)

(平成3年5月27日改正)

(平成10年5月29日改正)

(平成12年5月24日改正)

(平成17年5月13日改正)

(平成28年5月7日改正 月1, 500円を1, 300円に)